

平成22年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新規・拡充・延長）

（農林水産省総合食料局食品産業企画課）

制 度 名	認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置	
税 目	登録免許税（措法第80条、第81条）	
要 望 の 内 容	<p>本制度の適用期限を2年間延長すること。</p> <p>(1) 対象者 産業活力再生特別措置法に基づき、生産性の向上を実現するための計画の認定を受けた事業者等。</p> <p>(2) 特例措置 上記の計画の認定を受けた事業者等が行う組織再編等に係る登録免許税を下記の通りに軽減する。</p> <p>①株式会社の設立、資本金の額の増加（税率 0.35%）                  ②合併による株式会社の設立、資本金の額の増加（同 0.1%）                  消滅会社の資本金を超える部分に対応する部分（同 0.35%）                  ③分割による株式会社の設立、資本金の額の増加（同 0.1%）                  分割会社の資本金を超える部分に対応する部分（同 0.35%）                  ④法人の設立、資本金、出資金の額の増加、事業に必要な資産の譲受の場合における不動産又は船舶の所有権の取得（同 1.6%（船舶は2.3%））                  ⑤合併による法人の設立、資本金、出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得（同 0.2%（船舶は0.3%））                  ⑥分割による法人の設立、資本金、出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得（同 0.2%（船舶は1.2%））</p>	
	減税見込額 （平年度）	—  （▲228） 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 我が国は人口減少や国際競争の激化という中長期的課題に直面している。また、世界的な金融危機の中、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の対策などを講じ、経済の「底割れ」を防ぐため、先般、「経済危機対策」が取りまとめられたところである。 （平成21年4月10日、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議） 持続的な成長を実現するためには、欧米諸国との競争やアジア諸国の急激な追い上げの中で、国内において付加価値が高く成長性の高い産業を次々に生み出し、効率性の高い生産拠点などが整備されることが重要である。また、ヒト（人財）、モノ（設備等）、カネ（資金）、ワザ（技術）といった経営資源を強化するとともに、組織再編などによる経営資源の有効な活用を促進していくことが重要となる。 このため、革新的な設備投資や企業再編の円滑化等を促進し、我が国産業の国際競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国産業の生産性の向上及び国際競争力の強化を実現するためには、組織再編・事業再編を通じ経営資源の効率的な活用を促進することが重要</p>	

	<p>である。</p> <p>本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るため、組織再編・事業再編を行う場合において、当該再編に係る費用を軽減することにより、組織再編・事業再編を促進するものである。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>本措置により、経営資源の効率的な活用を目指した戦略的な組織再編・事業再編が促進され、我が国産業の生産性の向上と国際競争力の強化が期待される。</p>	
<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>I-① 食品産業の競争力の強化 【平成20年度、平成21年度】</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業を円滑化するための措置を講じることにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成24年3月31日まで（2年間）</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標と同様）</p> <p>我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業を円滑化するための措置を講じることにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>【国税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業革新設備等の特別償却制度</li> </ul> <p>【地方税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業再構築計画等に基づく事業の譲渡等に伴う不動産の取得に係る不動産取得税の軽減措置</li> </ul>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>該当なし</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>該当なし</p>

これまでの 租税 特別 措置 の 適用 実績 と 効果 に 関 連 す る 事 項	政策の 達成状況	認定事業者が行う事業再構築等を通じた選択と集中による中核事業の強化や共同事業再編による経営資源の有効活用、付加価値を目指した事業革新を推進することによって、産業活力に寄与するとともに雇用の創出にも貢献している。 また、認定事業者においても競争力と経営の安定化が図られている。
	税制特別措置の適用実績	産業活力再生特別措置法に係る登録免許税の軽減措置 (利用件数) 平成15年度3件、平成16年度3件、平成17年度7件、平成18年度2件、平成19年度2件、20年度4件 合計21件 (軽減額) 平成15年度～平成20年度 1,396百万円
	税制特別措置による政策の達成目標の実現状況等	農林水産省においては、直近6年間で21件の登録免許税の軽減措置を受けており、認定事業者が行う事業再構築等を通じた選択と集中による中核事業の強化や共同事業再編による経営資源の有効活用、付加価値を目指した事業革新に一定の貢献をしている。
	前回要望の達成目標	我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業を円滑化するための措置を講じることにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	農林水産省においてこれまでに以下の計画認定実績があり、認定事業者が行う事業再構築等を通じた経営資源の有効活用に一定の貢献をしている。 平成11年度認定件数： 1件      平成18年度認定件数： 2件 平成12年度認定件数： 10件      平成19年度認定件数： 2件 平成13年度認定件数： 6件      平成20年度認定件数： 4件 平成14年度認定件数： 6件      合計                      43件 平成15年度認定件数： 1件 平成16年度認定件数： 4件 平成17年度認定件数： 7件
これまでの 要 望 経 緯	平成11年10月 創設 平成12年 4月 税率引き下げ 平成13年 4月 延長（2年間）及び分割に係る不動産の所有権の取得についての軽減措置を規定 平成15年 4月 延長（5年間：平成18年度以後 縮減） 平成18年 4月 延長（2年間）及び事業に必要な資産の譲受等に係る不動産の所有権の取得についての軽減措置を規定 平成19年 4月 経営資源融合計画、技術活用事業革新計画を追加 平成21年 4月 資源生産性革新計画、資源制約対応製品生産設備導入計画及び中小企業承継事業再生計画を追加	